

令和6年度 第6回 青森地方最低賃金審議会

日 時：令和6年10月16日(水)午後1時30分

場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 青森県特定（産業別）最低賃金専門部会長報告について
 - ① 青森県鉄鋼業最低賃金専門部会長報告
 - ② 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
 - ③ 青森県各種商品小売業最低賃金専門部会長報告
 - ④ 青森県自動車小売業最低賃金専門部会長報告
 - (2) 青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定について
 - ① 特定（産業別）最低賃金についての審議
 - ② 改正決定（答申）
 - (3) その他
- 3 局長挨拶
- 4 その他
- 5 閉会

資 料 目 次

1	青森県特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿	1
2	青森地方最低賃金審議会開催日程	2
3	青森県産業別最低賃金専門部会審議経過一覧	3
4	令和6年度地域別最低賃金時間額改定状況（全国）	5
5	令和6年度最低賃金改定の状況	6
6	最低賃金の年度別推移（青森県）	7
7	令和6年度青森県特定（産業別）最低賃金決定の経過	8

【別添】青森県特定（産業別）最低賃金専門部会長報告

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 3 青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 4 青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

令和6年度 青森県特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿

令和6年9月19日付け任命

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
--------	---------	---------

青森県鉄鋼業最低賃金専門部会（令和6年9月27日（金）13:30 合庁4階共用会議室）

石岡 隆司 弁 護 士	秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会 青森県連合会 西北五地域協議会事務局長	小野 武司	三八五自動車整備工業(株) 代表取締役社長
岩崎 努 日本放送協会青森放送局長	石崎 尚人	高周波铸造労働組合 執行委員長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
森 宏之 青森大学総合経営学部 教授	中野 隼	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	末村 洋	高周波铸造(株) 総務企画部長兼総務室長

青森県電気機械器具等製造業最低賃金専門部会（令和6年10月2日（水）13:30 合庁4階共用会議室）

飛鳥由美子 青森大学総合経営学部 准教授	秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会 青森県連合会 西北五地域協議会事務局長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
石岡 隆司 弁 護 士	相馬 満	弘前航空電子労働組合 書記	菅 孝	青森県中小企業団体中央会 副会長・専務理事
森 理恵 弁 護 士	竹内 論士	Orbrey黒石工場労働組合 執行委員長	成田 剛	(株)タカシン 取締役

青森県各種商品小売業最低賃金専門部会（令和6年10月7日（月）13:30 合庁4階共用会議室）

飛鳥由美子 青森大学総合経営学部 准教授	佐々木 徹	U Aゼンセン青森県支部 支 部 長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
石岡 隆司 弁 護 士	中野 隼	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	加藤 理	イオン東北(株) 人事部部長
森 理恵 弁 護 士	野坂 聡子	オールユニバースユニオン 副委員長	藤井 淳子	青森県火災共済協同組合 専務理事

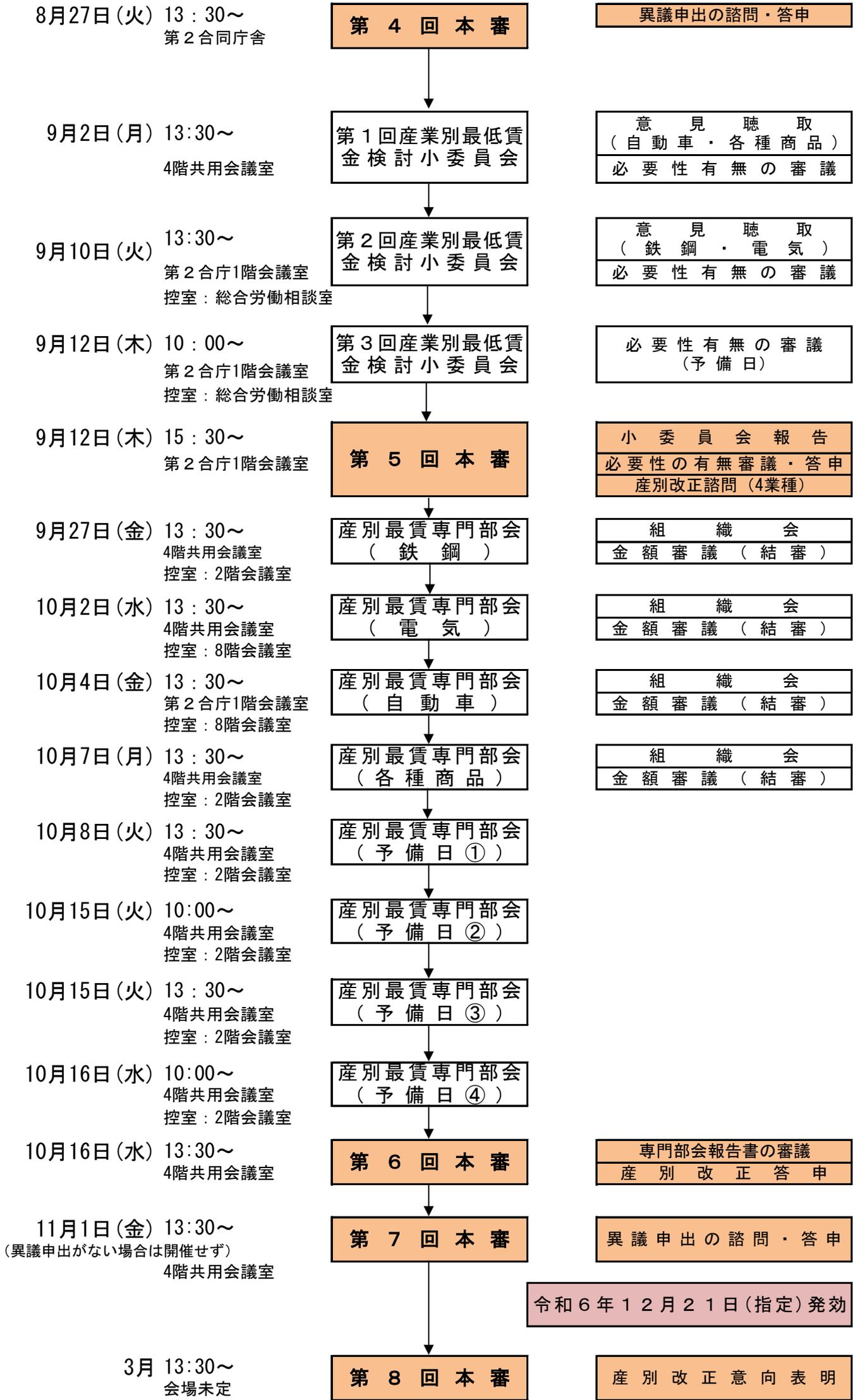
青森県自動車小売業最低賃金専門部会（令和6年10月4日（金）13:30 第二合庁1階共用会議室）

岩崎 努 日本放送協会青森放送局長	小笠原裕介	青森ダイハツモーターズ労働組合 執行委員長	小山内 眞	(株)小山内バッテリー社 代表取締役
森 宏之 青森大学総合経営学部 教授	中野 隼	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	小山田康雄	(一社)青森県経営者協会 専務理事
森 理恵 弁 護 士	保土澤 貴	アンフィニ青森労働組合 副執行委員長	坂本 武	青森トヨタ自動車(株) 取締役総務部長

(注) 五十音順

令和6年度青森地方最低賃金審議会開催日程

【青森県産業別最低賃金審議】



部会名	開催月日	審議の状況
鉄鋼業	9月27日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に 石岡委員、部会長代理に森宏之委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、最低賃金の改定は企業の経営圧迫につながる事も考慮する必要がある、また、景気の先行きは不透明な状況ではあるものの、第4表等を考慮し、現行時間額から34円の引上げを主張した。 (2)労働者側意見 労働者側は、鉄鋼産業の作業環境は他産業に比べ、肉体的・精神的負荷も高く魅力的な賃金水準を示す必要があること等を踏まえ、現行時間額から63円)引き上げることを主張した。</p> <p>3 結論 最終的に53円(5.34%)引上げて1,045円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>
電気機械器具等製造業	10月2日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に石岡委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 労使協定書の企業内最低賃金額の上限額が41円であることを、労使で確認し、代表者協議を行った。 (1)使用者側意見 改定状況調査のCランク製造業の3.4%を根拠に34円引上げを主張した。 (2)労働者側意見 労使協定書の企業内最低賃金額の上限である41円引上げを主張した。</p> <p>3 結論 最終的に41円(4.42%)引上げて968円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>

自動車 小売業	10月4日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に 森宏之委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 労使協定書の企業内最低賃金額を踏まえて、自動車小売業の最賃引上の上限額が59円であることを労使で確認した。</p> <p>(1) 使用者側意見 使用者側は、県内非製造業の6年度妥結結果(3.43%)を根拠に32円を主張した。</p> <p>(2) 労働者側意見 労働者側は、上限額の59円を主張した。</p> <p>3 結論 最終的に40円(4.33%)引上げて963円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>
各種商品 小売業	10月7日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に 石岡委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議</p> <p>(1) 使用者側意見 令和6年の産業別賃上げ結果(全業種)の3.54%を基に33円の引上げを提示した</p> <p>(2) 労働者側意見 労働者側は、労使協定書の企業内最低賃金額の上限である48円の引上げを主張した。</p> <p>3 結論 最終的に35円(3.80%)引上げて956円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和6年度 最低賃金改定の状況

青森労働局

最低賃金の種類	最低賃金の件名	令和6年度			令和5年度時間額 (円)	発効日	適用事業場数		影響率 (%)
		時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)			適用労働者数 (人)		
地域別最低賃金	青森県最低賃金	953	55	6.12	898	10月5日	38,607 446,200	30.6	
特定（産業別） 最低賃金	青森県鉄鋼業最低賃金	1,045	53	5.34	992	12月21日	31 1,476	17.1	
	青森県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金	968	41	4.42	927	12月21日	135 7,967	17.1	
	青森県各種商品小売業最低賃金	956	35	3.80	921	12月21日	24 2,124	41.8	
	青森県自動車小売業最低賃金	963	40	4.33	923	12月21日	646 4,908	5.0	

※ 令和6年度の特定（産業別）最低賃金については専門部会結審までの状況

最低賃金決定額の年度別推移（青森県）

資料 6

平成 年度	青森県最低賃金			鉄鋼業			電気機械器具等製造業			各種商品小売業				自動車小売業				
	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)	金額	引上額 (円)	引上率 (%)
26	679	14	2.11	800	13	1.65	735	14	1.94	108.25	727	13	1.82	107.07	766	13	1.73	112.81
27	695	16	2.36	816	16	2.00	750	15	2.04	107.91	743	16	2.20	106.91	782	16	2.09	112.52
28	716	21	3.02	835	19	2.33	765	15	2.00	106.84	758	15	2.02	105.87	798	16	2.05	111.45
29	738	22	3.07	855	20	2.40	785	20	2.61	106.37	777	19	2.51	105.28	817	19	2.38	110.70
30	762	24	3.25	877	22	2.57	806	21	2.68	105.77	798	21	2.70	104.72	838	21	2.57	109.97
令和 元	790	28	3.67	900	23	2.62	829	23	2.85	104.94	821	23	2.88	103.92	861	23	2.74	108.99
2	793	3	0.38	903	3	0.33	833	4	0.48	105.04	825	4	0.49	104.04	864	3	0.35	108.95
3	822	29	3.66	929	26	2.88	859	26	3.12	104.50	852	27	3.27	103.65	890	26	3.01	108.27
4	853	31	3.77	958	29	3.12	888	29	3.38	104.10	882	30	3.52	103.40	919	29	3.26	107.74
5	898	45	5.28	992	34	3.55	927	39	4.39	103.23	921	39	4.42	102.56	923	4	0.44	102.78
6	953	55	6.12															

654

777

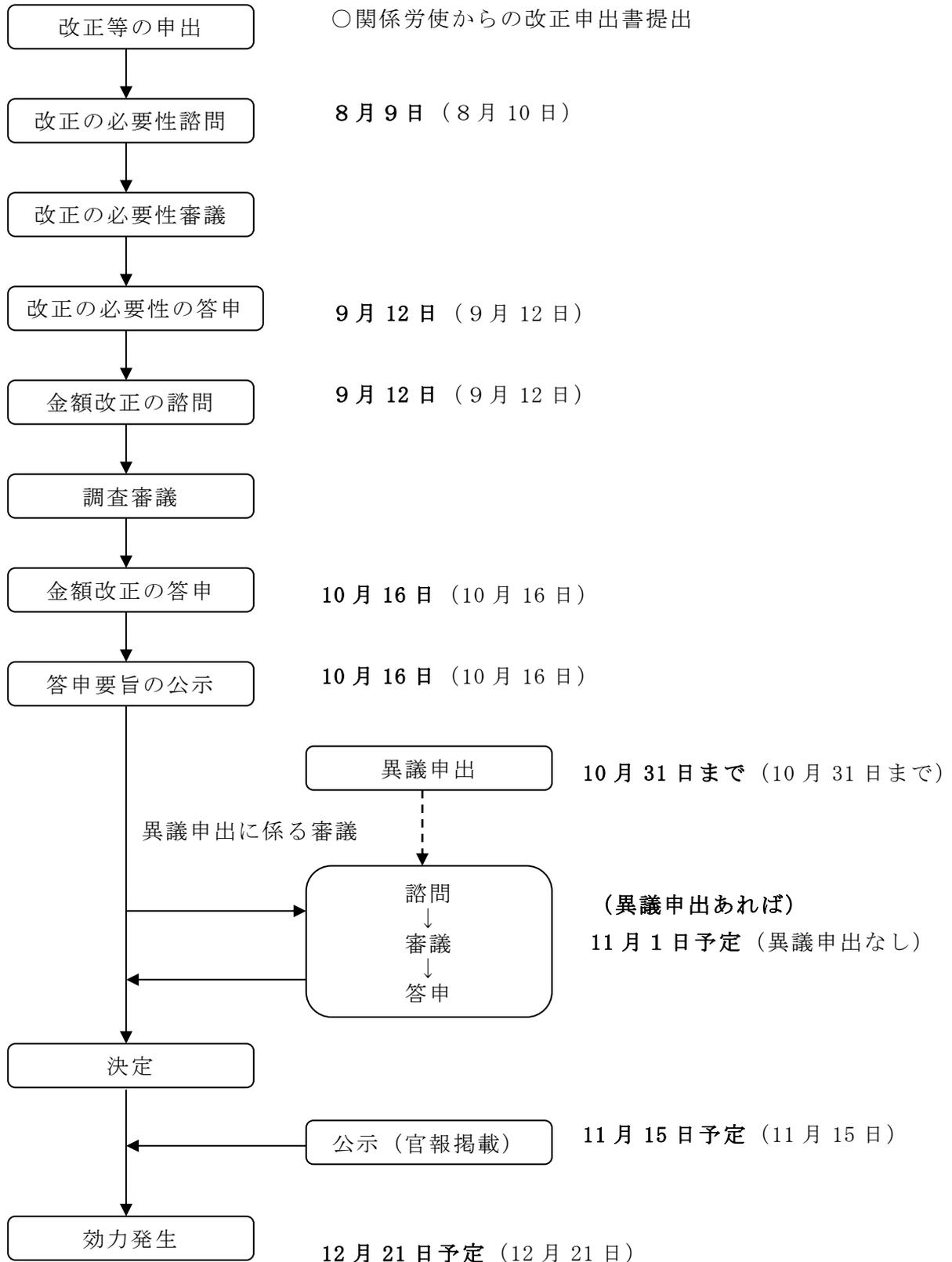
712

705

743

令和6年度 青森県特定（産業別）最低賃金決定の経過

※（ ）内は、令和5年度の状況



【別添】青森県特定（産業別）最低賃金専門部会長報告

- 1 青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 2 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 3 青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書
- 4 青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

令和6年10月16日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 石岡 隆司

青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

青森県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,045円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日

青森地方最低賃金審議会
青森県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

◎石岡隆司	弁護士
岩崎 努	日本放送協会青森放送局長
○森 宏之	青森大学総合経営学部教授

労働者代表委員

秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
石崎尚人	高周波鑄造労働組合執行委員長
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長

使用者代表委員

小野武司	三八五自動車整備工業(株)代表取締役社長
小山田康雄	(一社) 青森県経営者協会専務理事
末村 洋	高周波鑄造(株) 総務企画部長 (兼) 総務室長

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。

令和6年10月16日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 石岡 隆司

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する者
- (4) 清掃、片付け、賄い、運搬又は警備の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 968円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日

青森地方最低賃金審議会

青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

飛鳥由美子	青森大学総合経営学部准教授
◎石岡隆司	弁護士
○森 理恵	弁護士

労働者代表委員

秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
相馬 満	弘前航空電子労働組合書記長
竹内諭士	Orbrey 黒石工場労働組合執行委員長

使用者代表委員

小山田康雄	(一社) 青森県経営者協会専務理事
菅 孝	青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
成田 剛	(株) タカシン取締役

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。

令和6年10月16日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 石岡 隆司

青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

青森県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 956円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日

青森地方最低賃金審議会
青森県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

飛鳥由美子	青森大学総合経営学部准教授
◎石岡隆司	弁護士
○森 理恵	弁護士

労働者代表委員

佐々木徹	UAゼンセン青森県支部 支部長
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
野坂聡子	オールユニバースユニオン副委員長

使用者代表委員

小山田康雄	(一社) 青森県経営者協会専務理事
加藤 理	イオン東北(株) 人事教育部長
藤井淳子	青森県火災共済協同組合専務理事

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。

令和6年10月16日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 森 宏之

青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

青森県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 963円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月21日

青森地方最低賃金審議会
青森県自動車小売業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

岩崎 努	日本放送協会青森放送局長
◎森 宏之	青森大学総合経営学部教授
○森 理恵	弁護士

労働者代表委員

小笠原裕介	青森ダイハツモータース労働組合執行委員長
中野 隼	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長
保土澤貴	アンフィニ青森労働組合副執行委員長

使用者代表委員

小山内 眞	(株)小山内バッテリー社代表取締役
小山田康雄	(一社) 青森県経営者協会専務理事
坂本 武	青森トヨタ自動車(株)取締役総務部長

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。